

- ・有期労働契約（①の有期労働契約に限る）が更新されなかった場合において、パートタイム労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なく交付すること。（※）

（※）ただし、あらかじめ契約を更新しないことを明示されているものは除く。

（５）退職時の証明書の交付

パートタイム労働者が退職の際に、①使用期間、②業務の種類、③その事業における地位、④賃金、⑤退職の事由（解雇の場合は、その理由を含む）について、証明書を請求した場合には、労働基準法に基づき、遅滞なく証明書を交付しなければなりません。

また、（２）の解雇予告をした日から退職の日までの間に請求があったときも、解雇の理由について証明書を交付しなければなりません。